

第153期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

主要な事業内容

主要な借入先

会社の新株予約権等に関する事項

会計監査人の状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

第153期（2020年4月1日～2021年3月31日）

川崎汽船株式会社

本内容は、法令及び定款第19条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.kline.co.jp/ir/stock/meeting.html>)に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

ドライバルクセグメント	ドライバルク事業
エネルギー資源セグメント	油槽船事業、電力炭船事業、液化天然ガス輸送船事業、海洋資源開発事業
製品物流セグメント	自動車船事業、物流事業、近海・内航事業、港湾事業、コンテナ船事業
その他	船舶管理業、旅行代理店業、不動産賃貸・管理業等

主要な借入先 (2021年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
	百万円
株式会社みずほ銀行	135,381
株式会社日本政策投資銀行	85,315
三井住友信託銀行株式会社	63,321
株式会社三菱UFJ銀行	41,179
農林中央金庫	27,855

会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

項目	支払額
① 当社が支払うべき会計監査人の報酬等	90百万円
② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	167百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額については区分して記載していません。

なお、当社の重要な子会社等のうち“K” LINE BULK SHIPPING (UK) LIMITED、“K” LINE LNG SHIPPING (UK) LIMITED、K LINE OFFSHORE AS、“K” LINE PTE LTD、OCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD.の計算関係書類の監査は、当社の会計監査人以外の監査法人が行っています。

(3) 会計監査人の報酬等の額に同意した理由

監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検証を行い審議したうえで、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行いました。

(4) 会計監査人が行った非監査業務（公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務）の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）の業務の適正を確保するために必要なものとして法令等で定める体制の整備に引き続き取り組んでまいります。

具体的には、取締役会が内部統制システムを構築し、有効性を評価し、その機能を確保していく責務を負っていくこととしています。

以下のような体制を構築していますが、不断の見直しにより内部統制の実効性を高めるよう、今後も必要に応じて改善を図ります。

- (1) 当社の取締役、執行役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は「グループ企業行動憲章」及び「川崎汽船企業行動憲章実行要点」を制定し、法令及び企業倫理の遵守（コンプライアンス）をグループ企業の行動原則の一つとして掲げています。取締役はコンプライアンスの社内徹底及びその実現のために実効ある社内体制を整備することを定めており、当社は以下を継続して実行しています。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「取締役会規則」に基づき、取締役会の適正な運営を図っています。
- ② 取締役会で選任された執行役員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、執行役員が遵守すべき事項を「執行役員規則」に規定するとともに、執行の委任を受けた担当業務を積極的かつ誠実に遂行するものとしています。
- ③ 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「就業規則」等の社内規則を整備しています。
- ④ 内部監査グループは、内部統制システムの監視・検証を通じて、その整備、維持、向上に関する取締役会の責務遂行を支援しています。
- ⑤ 社長執行役員を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備及び維持を図っています。
- ⑥ 法令違反その他コンプライアンスに関する事実を早期に認識し適切に対応するため、「ホットライン制度」と称する内部通報制度を設けています。通報窓口は社内窓口に加えて、外部窓口として弁護士事務所を指定しています。この制度は「ホットライン制度規程」に基づき運用されるものとしています。

- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、「取締役会規則」及び「文書規程」に基づき、定められた保存期間中、検索性の高い状態で適切に管理され、常時閲覧可能な状態を維持しています。

- (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、業務執行に係る危険（リスク）として以下を認識し、個々のリスクについて対応体制を整備するとともに、危機管理委員会により、危機・リスク管理活動全般を掌握・推進しています。

- －船舶事故（海洋汚染含む）
- －大災害
- －コンプライアンス上の問題
- －その他の経営上のリスク

- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、執行役員制度を採用し、職務執行の意思決定が迅速になされるよう図っています。取締役会は、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他の経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役・執行役員の職務執行を監督する機関であり、毎月1回以上開催しています。
なお、取締役会の書面決議制度を導入し、機動的な取締役会運営を図ることを可能としています。
取締役会に加え、取締役会長、専務執行役員以上の執行役員、事業ユニットを統括する統括執行役員及び経営企画、財務、会計担当執行役員並びに監査役が出席する経営会議を原則として毎週開催し、自由な討議を通して社長執行役員の意思決定に資する体制を整備しています。
- (5) 当社及び当社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、当社の子会社（以下「グループ会社」という）における業務の適正を確保するため、当社グループ全体に適用する行動指針として、「グループ企業行動憲章」を定め、これを基礎として当社グループ各社で諸規則を定めています。さらに当社は、「関係会社業務処理規程」を定め、グループ会社の独立性を尊重しつつ、各社の内部統制システムの構築及び有効な運用を支援、管理し、当社グループ全体の業務の適正を確保しています。
- ① グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、「関係会社業務処理規程」を定め、グループ会社に対し重要事項等を当社所管部署に報告させています。また、当社は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する事実が発生した場合には、各社のホットライン制度に加え当社ホットライン窓口への通報も可能としています。さらに当社は、「グループ経営懇談会」を年2回開催し、グループ会社との間で情報交換を行っています。
- ② グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
グループ会社は、それぞれの規模、特性に応じ自立的に危機管理体制を整備しています。当社は、「関係会社業務処理規程」を定め、グループ会社に対し、各社の特性に応じた業務執行の危険（リスク）について当社への報告を義務づけており、危機管理委員会等において対応することとしています。
- ③ グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
グループ会社は、原則として自立的に経営を行っています。当社は、「関係会社業務処理規程」を定め、グループ会社の一定の重要事項については、承認、協議又は報告を要するものとしています。
- ④ グループ会社の取締役等及び従業員の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は「グループ企業行動憲章」を制定し、これをグループ会社に遵守させると同時に、各社の特性に応じて独自の「企業行動憲章実行要点」を制定させ、その内容の確認を行っています。
また、当社は、内部監査グループ等によりグループ会社の内部統制システムの整備及び遵守状況をモニタリングしています。
- (6) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
当社は、「監査役を補助すべき使用人に関する規程」を定め、監査役の職務を補助すべき使用人（監査役補助者）を任命し、監査役会の指揮命令下で監査役の職務を補助する業務に従事させています。

- (7) 監査役補助者の当社の取締役からの独立性に関する事項
当社は、「監査役職務を補助すべき使用人に関する規程」を定め、監査役補助者は、原則として他の職務を兼任せず、やむを得ず兼任を命ずる場合は監査役会の事前同意を得るものとしています。また、監査役補助者の業績評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、異動については監査役会の事前同意を得ることとしています。
- (8) 当社の監査役職務を補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社は、監査役補助者からの資料請求、報告要求があったときは、速やかに資料提出、報告を行っています。
- (9) 当社の取締役、執行役員及び従業員並びにグループ会社の取締役、監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他当社の監査役への報告に関する体制
当社の取締役、執行役員及び従業員は、「監査役への報告体制等に関する規程」に基づき、取締役会及びその他の重要な会議の場で、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに担当業務の執行状況の報告を監査役に対して随時行うとともに、コンプライアンス上の問題その他会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、これを速やかに監査役会に報告することとしています。取締役は、監査役又は監査役会から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに適切な報告を行うこととしています。さらに、内部監査グループは、自ら実施する監査について監査役会に適宜報告を行うとともに、監査役会の求めに応じて追加監査を実施するものとしています。
グループ会社の取締役、監査役及び従業員は、「関係会社業務処理規程」により、コンプライアンス上の問題その他所定の重要事項について当社の所定部署に報告を行い、当該所定部署が必要に応じ、当社の監査役に報告するものとしています。また、当社は、「グループ会社監査役連絡会」を開催し、情報の共有に努めています。
- (10) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、「監査役への報告体制等に関する規程」及び「関係会社業務処理規程」において、当社の監査役へ報告した当社及びグループ会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員に対して、当社及びグループ会社が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行ってほならないものと定めています。
- (11) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還及び債務の処理を行う方針としており、当該費用の前払い又は償還及び債務の処理を行っています。
- (12) その他、当社の監査役職務が実効的に行われることを確保するための体制
当社は、監査役職務が実効的に行われることを確保するため、監査役と代表取締役との定期的な会合や内部監査グループとの連携等、監査環境の整備に協力しています。
- (13) 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他関係法令等に基づき、財務報告に係る内部統制システムの有効性の継続的な評価、改善を実施しています。

(14) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、「社会秩序や市民の安全を脅かす反社会的勢力及び団体とは断固たる態度をもって対決する」旨を、「グループ企業行動憲章」にて宣言しています。

当社は、反社会的勢力の対応部署を定め、平素から警察、専門の顧問弁護士等の外部機関と、反社会的勢力の排除及び一切の関係遮断に向けて連携しながら当社グループにおける反社会的勢力に対する対応を迅速かつ適切に取れる体制を構築しています。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における上記体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

(1) 当社の取締役、執行役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に対する取組みの状況

「グループ企業行動憲章」及び「川崎汽船企業行動憲章実行要点」を周知し、コンプライアンスの社内徹底及びその実現のために実効ある社内体制を整備するための取組みとして、以下を実施しました。

①2017年1月に制定した「川崎汽船グループ グローバルコンプライアンスポリシー（以下、「グローバルポリシー」という）」は、グローバルなレベルでのグループコンプライアンス体制を強化するためのもので、当社及びグループ会社役員に遵守を義務づけています。また、専任部署によるセミナー開催、ガイドブック配布、専門委員会の活動等を通じて、グローバルポリシーが当社及びグループ会社役員員の日常業務の行動指針となるよう取り組んでいます。

②国内外の競争法コンプライアンスに関して、役員員に対しては独占禁止法遵守規程の遵守を徹底させ、専任部署による継続的な教育・啓蒙活動の推進を通じて競争法に関するコンプライアンスの意識を徹底すべく、更なる強化に取り組んでいます。また、業務監査を実施し、コンプライアンスに向けた施策の実施状況を監視・監督しています。同業他社との接触についても、接触の性質に応じて事前の届出及び承認、内容の記録作成・保存等を厳格に運用しています。

③贈収賄防止の実効性を高めるために、グローバルポリシー（反贈収賄法個別ポリシー含む）に基づき、当社は、腐敗のない海運業界を目指した取組みを行っているMaritime Anti-Corruption Network（MACN）のメンバーとして、反腐敗・贈収賄防止の取組みを強化しています。

④2019年11月にグローバルポリシー（経済制裁・反マネーロンダリング個別ポリシーの追加）を改正し、当社及びグループ会社役員に当社グループのビジネスに対して適用される経済制裁規制並びに反マネーロンダリング及びテロ資金供与に関するルールの遵守を徹底しています。

⑤当社は、当社及び国内グループ会社の役員員からの内部通報を受け付ける「ホットライン窓口」に加えて、海外グループ会社の役員員からの内部通報を受け付ける「グローバルホットライン窓口」も設置し、国内外にわたる当社グループの事業でのコンプライアンス問題の未然防止とリスクの早期発見及び是正に取り組んでいます。また、通報に関する情報の秘密保持と通報者保護を徹底し、通報者が安心して利用できる体制を整えています。2020年7月、当社の内部通報制度は消費者庁所管の「内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）」（※）に登録されました。

（※）「内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）」とは、事業者が自らの内部通報制度を評価して、認証基準に適合している場合、当該事業者からの申請に基づき消費者庁指定登録機関がその内容を確認した結果を登録し、所定のWCMS(Whistleblowing Compliance Management System)マークの使用を許諾

する制度です。

- ⑥社長が委員長を務めるコンプライアンス委員会を通じて、当社及びグループ会社のコンプライアンスを担保するための方針及びコンプライアンス違反に対する対応措置を審議しています。また、コンプライアンスの最高責任者であるCCO（チーフコンプライアンスオフィサー）のもと、組織全体のコンプライアンス体制を強化しています。
- ⑦毎年11月をコンプライアンス月間と位置づけ、当社及びグループ会社役員にコンプライアンスの重要性を再認識させるため、社長メッセージを配信するとともに、コンプライアンスeラーニング研修、外部講師を招いたコンプライアンスセミナーを開催しています。また、階層別人事研修の中でコンプライアンス研修を実施し、個別テーマ（インサイダー取引規制、ハラスメント防止等）セミナーも、適宜開催しています。このほかにも、特に注意喚起を要するコンプライアンス関連の重要事項を「コンプライアンス通信」として、適宜配信しています。

- (2) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制に対する取組みの状況
危機・リスク管理活動全般を掌握・推進する危機管理委員会を2回開催しました。また、船舶事故発生を想定した訓練である大規模事故対応演習を2020年10月に実施しました。
- (3) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に対する取組みの状況
取締役会は社外取締役4名を含む取締役10名で構成され、18回開催しました。経営の基本方針、法令で定められた事項やその他の経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役・執行役員の職務執行を監督しました。
また、経営会議は取締役会長、専務執行役員以上の執行役員、事業ユニットを統括する統括執行役員及び経営企画、財務、会計担当執行役員並びに監査役等が出席し、44回開催しました。
新規案件検討時の取組み方針や留意すべき事項を確認し、社長執行役員等が重要事項の決定に資するよう協議しました。
- (4) 当社及び当社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制に対する取組みの状況
当社は、当社グループ全体に適用する行動指針である「グループ企業行動憲章」に基づき、グループ会社各社で必要な諸規則を定めさせました。さらに、当社は「関係会社業務処理規程」に基づき、グループ会社の独立性を尊重しつつ、各社の内部統制システムの構築及び有効な運用を支援、管理し、当社グループ全体の業務の適正を確保したうえで、以下を実施しました。
 - ①グループ会社の重要事項や事業報告等を当社所管部署に報告させました。また、当社は、「グループ経営懇談会」を開催し、グループ会社との間で情報共有をしています。
 - ②グループ会社で発生した業務執行の危険（リスク）を当社に報告させ、コンプライアンス委員会等において対応しています。
 - ③「関係会社業務処理規程」に基づき、グループ会社の一定の重要事項について承認、協議し、又は報告を受けています。
- (5) 当社の取締役、執行役員及び従業員並びにグループ会社の取締役、監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他当社の監査役への報告に関する体制に対する取組みの状況
当社の取締役、執行役員及び従業員は「監査役への報告体制等に関する規程」に基づき、また、グループ会社の取締役、監査役及び従業員は「関係会社業務処理規程」に基づき当

社の所定部署を經由して、報告案件に応じて監査役又は監査役会に報告する体制を整備しています。また、当社は、「グループ会社監査役連絡会」を開催し、情報共有をしています。

連結株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	75,457	13,723	22,050	△2,379	108,852
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する 当期純利益			108,695		108,695
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		△2		7	4
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		575			575
土地再評価差額金の取崩			0		0
連結範囲の変動又は持分法 の適用範囲の変動			△23		△23
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	572	108,672	5	109,251
当 期 末 残 高	75,457	14,295	130,723	△2,373	218,103

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						非支配株主 持 分	純 資 産 計 合
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ハ ッ プ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	148	△3,152	4,631	△4,821	△4,562	△7,756	99,138	200,234
当 期 変 動 額								
親会社株主に帰属する 当期純利益								108,695
自己株式の取得								△1
自己株式の処分								4
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動								575
土地再評価差額金の取崩								0
連結範囲の変動又は持分法 の適用範囲の変動								△23
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	3,811	△505	△0	2,858	1,682	7,846	△1,169	6,676
当 期 変 動 額 合 計	3,811	△505	△0	2,858	1,682	7,846	△1,169	115,928
当 期 末 残 高	3,960	△3,657	4,630	△1,963	△2,879	90	97,968	316,162

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 267社

主要な連結子会社の名称は、事業報告「1. 企業集団の現況に関する事項(6)重要な子会社等の状況」に記載のとおりです。

当連結会計年度から、会社分割（新設分割）及び重要性の観点よりKAW1554 SHIPPING S.A.を含む合計3社を連結の範囲に含めました。

また、株式の売却及び清算により合計15社を連結の範囲から除外しています。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社として、千葉港栄(株)があります。

なお、非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しています。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社の数 43社

持分法適用会社のうち非連結子会社数は14社で、主要な会社として芝浦海運(株)があります。関連会社数は29社で、主要な会社としてOCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD.があります。

当連結会計年度から、重要性の観点より"K" LINE-GEMADEPT LOGISTICS COMPANY LIMITEDを含む合計4社を持分法適用の範囲に含めました。

また、株式の売却により1社を持分法適用の範囲から除外しています。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

非連結子会社（千葉港栄(株)ほか）及び関連会社（防災特殊曳船(株)ほか）はそれぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法適用の範囲から除外しています。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しています。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち決算日が12月31日の会社は10社あり、これらのうち4社については同日現在の計算書類を使用していますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っています。また、残りの会社6社については、連結決算日現在で決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としています。その他の連結子会社の決算日は連結決算日と同一となっています。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

- | | |
|--------------------|---|
| 満期保有目的の債券 | ：償却原価法 |
| その他有価証券
時価のあるもの | ：期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定） |
| 時価のないもの | ：主として移動平均法に基づく原価法 |
| ②たな卸資産 | ：主として移動平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） |

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

- | | |
|------------|--|
| 船舶 | ：定額法及び定率法を各船別を選択適用しています。 |
| その他の有形固定資産 | ：主として定率法
ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっています。 |

②無形固定資産（リース資産を除く）

- ：定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

③リース資産

- | | |
|----------------------------|--|
| 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 | ：自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。 |
| 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 | ：リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。 |

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

- ：債権の貸倒損失に充てるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して計上していません。

②賞与引当金

- ：従業員に支給する賞与に充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しています。

- ③役員賞与引当金 : 役員に支給する賞与に充てるため、一部の連結子会社で、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しています。
 - ④役員退職慰労引当金 : 役員退職慰労金の支出に備えるため、一部の連結子会社で、内規に基づく期末要支給額を計上しています。
 - ⑤特別修繕引当金 : 船舶の定期検査工事等の支出に充てるため、当連結会計年度において負担すべき支出見積額を計上しています。
 - ⑥独占禁止法関連損失引当金 : 海外競争当局によって課せられる制裁金・罰金等に充てるため、合理的に見積り可能な金額を計上しています。
 - ⑦関係会社整理損失引当金 : 関係会社の事業整理等に伴い、将来負担することとなる損失の発生に備えるため、当該損失見込額を計上しています。
 - ⑧株式給付引当金 : 役員株式給付規程に基づく取締役及び執行役員への当社株式の給付等に備えるため、当連結会計年度末において対象者に付与されるポイントに対応する当社株式の価額を見積り計上しています。
 - ⑨備船契約損失引当金 : 貸船料が借船料を下回る契約から生じる可能性のある将来の損失に充てるため、当連結会計年度末において入手可能な情報に基づき、発生可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができるものについて損失見込額を計上しています。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
 - ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として9年）による定額法等により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしています。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として9年）による定額法等により費用処理しています。
- (5) 海運業収益及び海運業費用の計上方法
航海完了基準。ただし、コンテナ船については複合輸送進行基準を採用しています。
- (6) 重要なヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっています。なお、金利スワップ取引のうち特例処理の要件を満たすものについては、特例処理を採用しています。また、為替予約取引のうち振当処理の要件を満たすものについては、振当処理を採用しています。

(LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い)
当連結会計年度末において、「実務対応報告第40号 LIBORを参照する金融商品に関する

るヘッジ会計の取扱い（2020年9月29日 企業会計基準委員会）」を適用しています。

- ①ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理
- ②ヘッジ手段である金融商品の種類 金利スワップ
- ③ヘッジ対象である金融商品の種類 長期借入金
- ④ヘッジ取引の種類 キャッシュ・フローを固定するもの

(7) 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しています。

(8) 船舶建造借入金の支払利息の計上方法

船舶建造借入金の建造期間に係る支払利息については、建造期間が長期にわたる船舶について取得価額に算入しています。

(9) 消費税等の会計処理

税抜方式によっています。

(10) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しています。

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用)

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいています。

(11) のれんの償却方法及び償却期間

5年間の定額法により償却を行っています。

表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

- (1) 前連結会計年度において、「その他特別利益」に含めていた「関係会社株式売却益」（前連結会計年度576百万円）は、重要性が増したため、当連結会計年度より別掲しています。
- (2) 前連結会計年度において、別掲していた「投資有価証券売却益」（前連結会計年度1,264百万円）は、重要性がなくなったため、当連結会計年度においては「その他特別利益」に含めています。
- (3) 前連結会計年度において、別掲していた「関係会社清算益」（前連結会計年度2,989百万円）は、重要性がなくなったため、当連結会計年度においては「その他特別利益」に含めています。
- (4) 前連結会計年度において、別掲していた「投資有価証券評価損」（前連結会計年度5,260百万円）は、重要性がなくなったため、当連結会計年度においては「その他特別損失」に含めています。

(会計上の見積りの開示に関する会計基準)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準（企業会計基準第31号 2020年3月31日）」を当連結会計年度から適用し、当連結注記表に「会計上の見積りに関する注記」を記載しています。

会計上の見積りに関する注記

1. 船舶の減損損失

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

連結損益計算書 減損損失	6,307百万円（うち、船舶に係るものは5,587百万円）
連結貸借対照表 船舶（純額）	352,981百万円

(2) その他の情報

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

減損損失を認識すべきであると判定された資産又は資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失としています。回収可能価額は、資産又は資産グループの正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額としています。正味売却価額は、第三者である船舶鑑定会社から入手した客観的な時価評価額を時価として算出しています。使用価値は、資産又は資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローを基礎として算出しています。

②当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定は、将来キャッシュ・フローの見積期間、事業計画の基礎となる運賃及び輸送量見込み、事業計画後の期間の成長率（インフレ率やストレス）、並びに割引現在価値算定に使用する割引率です。

減損損失を認識するかどうかの判定及び使用価値の算定において見積られる将来キャッシュ・フローを認識するかどうかの判定及び使用価値の算定において見積られる将来キャッシュ・フローは、取締役会等の承認を得た中長期計画や予算等の前提となった、運賃、備船市況、燃料油市況、輸送量等の数値を、経営環境などの外部要因に関する情報や内部情報と整合的に修正し、各資産又は資産グループの使用状況や合理的な使用計画等を考慮して見積っています。

また、中長期計画や予算等の見積期間を超える期間の将来キャッシュ・フローを算定する場合、取締役会等の承認を得た中長期計画や予算等の前提となった数値に、それまでの計画に基づく趨勢を踏まえた一定のインフレ率やストレス等の仮定において見積っています。

資産又は資産グループについて、減損損失を認識するかどうかを判定するために将来キャッシュ・フローを見積る期間は、資産の経済的残存使用年数又は資産グループ中の主要な資産の経済的残存使用年数と20年のいずれか短い方としています。

使用価値を算定する際に用いる割引率は、減損損失の測定時点の加重平均資本コストを基礎としています。

③新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り

新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期については不確実性が高く、先行きの情勢を見極めることは困難な状況が続いています。使用価値の基礎となる将来キャッシュ・フローの見積りにおいては、翌連結会計年度中は、当該感染症の影響が一定の割合で残るものの、世界経済とそれに伴う貨物輸送需要は改善基調が続き、翌々連結会計年度以降には回復すると仮定しています。

④翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である将来キャッシュ・フローの見積期間、事業計画の基礎となる運賃及び輸送量見込み、事業計画後の期間の成長率（インフレ率やストレス）、並びに割引現在価値算定に使用する割引率は、見積りの不確実性が高く、使用価値の基礎となる

将来キャッシュ・フローの算定に影響を与える可能性があります。
また、新型コロナウイルス感染症の広がりや収束時期を含む上記の仮定も不確実性が
高く、今後の状況によっては、使用価値の基礎となる将来キャッシュ・フローの算定
に影響を与える可能性があります。

2. 備船契約損失引当金

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

連結損益計算書	海運業費用及びその他の営業費用	15,278百万円
連結貸借対照表	備船契約損失引当金	15,556百万円

(2) その他の情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

コンテナ船事業は、2018年度OCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD.社（定期コンテナ船事業統合を目的とした合併会社。以下、「ONE社」という。）事業開始後は、当社からONE社への定期備船が始まり、従来のような船舶を運航して貨物の輸送サービスを提供する事業形態から船舶を備船（貸船）する事業形態へと変化しました。

備船契約損失引当金は、上記のような事業形態において、貸船料が借船料を下回る契約から生じる可能性のある将来の損失に充てるため、当連結会計年度末において入手可能な情報に基づき、発生可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができるものについて、損失見込額を計上しているものです。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定は、備船契約損失の発生が見込まれる対象船舶の範囲、対象船舶の備船料（貸船料及び借船料）の金額及び備船契約から生じる損失の継続見込み期間です。

備船契約損失の発生が見込まれる対象船舶の範囲は、取締役会等の承認を得た予算等の前提となっている運航計画によっています。

対象船舶の備船料（貸船料及び借船料）の金額は、当社と船主との間の備船契約、及び当社とONE社との間の備船契約を基礎としています。

備船契約から生じる損失の継続見込み期間は、貸船先であるONE社との間で締結している備船契約の期間を基礎とし、貸船料と借船料の関係が不利である状況が、対象船舶の属する市場動向や、当社グループの備船契約への対応方針を考慮しても、当連結会計年度末から合理的に持続すると見込まれる期間です。

③ 新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り

新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期は、備船契約から生じる損失見込額の算定に影響を与える可能性があるものの、その影響は限定的です。

④ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である備船契約損失の発生が見込まれる対象船舶の範囲、対象船舶の備船料（貸船料及び借船料）の金額及び備船契約から生じる損失の継続見込み期間は、見積りの不確実性が高く、当社グループの備船契約への対応方針や備船市況の動向によっては追加の引当金の計上が必要となる等、備船契約から生じる損失見込額の算定に影響を与える可能性があります。

また、新型コロナウイルス感染症の広がりや収束時期を含む上記の仮定も不確実性が
高く、今後の状況によっては、備船契約から生じる損失見込額の算定に影響を与える
可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

種類

船舶 269,074百万円

投資有価証券 19,153百万円

その他 1,657百万円

合計 289,885百万円

上記投資有価証券19,153百万円については、関係会社等の船舶設備資金調達の担保目的で差し入れたもので、当連結会計年度末現在の対応債務は存在しません。

担保に係る債務

債務区分

短期借入金 41,574百万円

長期借入金 155,704百万円

合計 197,279百万円

2. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 410,653百万円

3. 偶発債務

保証債務 6,690百万円

追加出資義務等 3,266百万円

4. 土地再評価

当社及び一部の国内連結子会社は、「土地の再評価に関する法律」（平成10年法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額から再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

一部の国内持分法適用会社は、「土地の再評価に関する法律」（平成10年法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っています。その結果、「土地再評価差額金」を純資産の部に計上しています。

「土地の再評価に関する法律」第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年政令第119号）第2条第1号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格に合理的な調整を行って算定する方法によっています。ただし、一部土地については、第2条第2号に定める当該事業用土地の近隣の国土利用計画法施行令第7条第1項第1号イに規定する基準地について同令第9条第1項の規定により判定された標準価格に合理的な調整を行って算定する方法、第2条第3号に定める当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算定する方法、若しくは第2条第4号に定める当該事業用土地について地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法によっています。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価

と再評価後の帳簿価額との差額（持分相当額）

△2,862百万円

5. その他

当社グループは、自動車、車両系建設機械等の貨物の輸送に関するカルテルの可能性に関連して、海外の競争法当局による調査の対象になっています。また、一部の国において当社グループを含む複数の事業者に対し本件に関する集団訴訟が提起されています。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び数
普通株式 93,938,229株
2. 配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額
該当事項はありません。
 - (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しています。一時的な余資は流動性の高い金融資産で運用し、また短期的な運転資金を銀行借入により調達しています。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引を行わない方針です。

船舶等の有形固定資産取得のための設備投資資金のうち、外貨建てのものについては、為替変動リスクにさらされており、先物為替予約を利用してヘッジしています。借入金については、主に設備投資のための資金調達であり、このうち一部は支払金利の変動リスクにさらされていますが、金利スワップ取引等を利用してヘッジしています。また将来の外貨建ての債務の為替変動リスクに対して、通貨スワップ取引を利用してヘッジしています。

デリバティブ取引については、取引権限及び限度額等を定めた決裁基準規程及びデリバティブ業務取扱細則に基づき、決裁権限者の承認を得て行っており、取引実績は定期的に執行役員会に報告しています。
2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額(※)	時 価(※)	差 額
(1) 現金及び預金	132,371	132,371	－
(2) 受取手形及び営業未収金	56,125	56,125	－
(3) 有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	2	2	0
②その他有価証券	12,870	12,870	－
③関係会社株式	3,910	1,607	△2,302
(4) 支払手形及び営業未払金	(51,661)	(51,661)	－
(5) 短期借入金	(138,002)	(138,025)	△23
(6) 社債	(7,000)	(6,812)	187
(7) 長期借入金	(325,803)	(325,860)	△57
(8) デリバティブ取引	(6,591)	(6,604)	△12

(※) 負債に計上されている項目及び純額で債務となった項目（「(8)デリバティブ取引」）については、（ ）で表示しています。

(注1)

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び営業未収金、(4)支払手形及び営業未払金、(5)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。ただし、「(5)短期借入金」の金額に含まれている長期借入金のうち1年以内返済予定額については、下記「(7)長期借入金」に記載の方法により時価を算定しています。

(3)有価証券及び投資有価証券

債券の時価については、取引金融機関から提示された価格によっています。株式の時価については、取引所の価格によっています。

(6)社債

社債の時価については、主として市場価格に基づき算定しています。

(7)長期借入金

長期借入金の時価については、主として元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しています。

(8)デリバティブ取引

デリバティブ取引によって生じた債権・債務を純額で表示しており、時価については、取引先金融機関等から提示された価格によっています。

(注2)

非上場株式（連結貸借対照表計上額240,739百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めていません。

1 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,339円28銭
1株当たり当期純利益	1,165円34銭

1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりです。

連結貸借対照表上の純資産額	316,162百万円
普通株式に係る純資産額	218,193百万円
普通株式の期末発行済株式数	93,938千株
普通株式の期末自己株式数	664千株

連結損益計算書上の親会社株主に帰属する 当期純利益	108,695百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益	108,695百万円
普通株式の期中平均株式数	93,273千株

重要な後発事象に関する注記

当社は、2021年4月30日開催の取締役会において、従来から進めてきたポートフォリオ見直しの一環として、連結子会社であるCENTURY DISTRIBUTION SYSTEMS, INC. (以下、「CDS社」という。)の当社保有株式全てを、Sun Capital Partners, Inc. (以下、「SUN社」という。)が運営する投資ファンドに譲渡することを決定し、株式譲渡契約を締結しました。

同時に、CDS社の子会社であるUNIVERSAL LOGISTICS SYSTEMS, INC. (以下、「ULS社」という。)が米国カリフォルニア州に保有する建物及び構築物、土地等を第三者へ売却することを決定しました。

1. 当社連結子会社の株式譲渡について

(1) 当該子会社の名称及び事業内容

子会社の名称 : CENTURY DISTRIBUTION SYSTEMS, INC. (当社持分100%連結子会社)

事業内容 : バイヤーズコンソリデーション事業、NVOCC事業、陸送事業、倉庫業及び顧客へのシステム提供を通じてのサプライチェーンマネジメント

会社との取引内容 : 当社の現地法人及び一部グループ会社が、当該子会社の欧州及びアジアにおける代理店業務を請け負っています。

(2) 譲渡先

譲渡先の名称 : CENTURY DISTRIBUTION INTERMEDIATE HOLDING, LLC (SUN社が運営する投資ファンド)

(3) 譲渡株式数、譲渡価額、譲渡損益、譲渡後の持分比率及び譲渡日

譲渡株式数 : 22,550株

譲渡価額 : 譲渡先との守秘義務により開示を控えさせていただきます。

譲渡損益 : 関係会社株式売却益約50億円(※)を2022年3月期における特別利益として計上する見込みです。

譲渡後の持分比率：-

譲渡日：2021年5月31日（予定）

（※）本特別利益の金額は、下記2.の固定資産売却時の譲渡対価である現金等を原資として、当社がCDS社より配当金を受領した後に認識する金額となり、また、最終的な譲渡価額が当該子会社の決算書等を含む本件譲渡契約の条件に基づき決定されるため、変動する可能性があります。

2. 当社連結子会社による固定資産の譲渡について

(1) 固定資産譲渡の概要

当社は上記1. に記載したCDS社の株式譲渡の時期と合わせ、ULS社が保有する固定資産（建物及び構築物、土地等）を第三者に売却することを決定しました。

(2) 資産の所在地及び内容

所在地：2850 E. Del Amo Blvd. Carson, CA 90221, USA

資産の内容：建物及び構築物（264,450 平方フィート）、土地（835,425 平方フィート）等

現況：物流倉庫

（※）譲渡価額は、譲渡先の意向により開示を控えさせていただきます。

(3) 譲渡先の概要

譲渡先については、譲渡先の意向により開示を控えさせていただきますが、譲渡先と、当社及び当社グループとの間に資本関係、取引関係として特記すべき事項はなく、当社及び当社グループの関連当事者には該当しません。

(4) 当該事象の損益に与える影響額

当該固定資産の譲渡により、固定資産売却益約126億円を2022年3月期における特別利益として計上する見込みです。

(5) 譲渡の日程

譲渡資産の引渡し日：2021年5月31日（予定）

株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式		
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金				
				圧 縮 記 帳 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	75,457	1,300	1,300	234	△43,381	△43,146	△2,331	31,279
当 期 変 動 額								
圧縮記帳積立金の取崩				△72	72	-		-
当 期 純 利 益					8,433	8,433		8,433
自己株式の取得							△1	△1
自己株式の処分							7	7
自己株式の処分差損					△2	△2		△2
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	△72	8,504	8,431	5	8,437
当 期 末 残 高	75,457	1,300	1,300	162	△34,877	△34,715	△2,325	39,716

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	10	5,232	2,057	7,300	38,579
当 期 変 動 額					
圧縮記帳積立金の取崩					-
当 期 純 利 益					8,433
自己株式の取得					△1
自己株式の処分					7
自己株式の処分差損					△2
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3,318	△5,783	-	△2,464	△2,464
当 期 変 動 額 合 計	3,318	△5,783	-	△2,464	5,972
当 期 末 残 高	3,328	△550	2,057	4,835	44,551

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券
 - ①子会社株式及び関連会社株式 : 移動平均法に基づく原価法
 - ②満期保有目的の債券 : 償却原価法
 - ③その他有価証券
 - 時価のあるもの : 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 時価のないもの : 移動平均法に基づく原価法
 - (2) たな卸資産 : 移動平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
 - ①船舶 : 定額法
 - ②その他の有形固定資産 : 定率法ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっています。
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く） : 定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。
 - (3) リース資産
 - ①所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 : 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。
 - ②所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 : リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 : 債権の貸倒損失に充てるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して計上していません。
- (2) 賞与引当金 : 従業員に支給する賞与に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しています。
- (3) 退職給付引当金 : 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしています。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しています。
- (4) 特別修繕引当金 : 船舶の定期検査工事等の支出に充てるため、当事業年度において負担すべき支出見積額を計上していません。
- (5) 独占禁止法関連損失引当金 : 海外競争当局によって課せられる制裁金・罰金等に充てるため、合理的に見積り可能な金額を計上しています。
- (6) 関係会社整理損失引当金 : 関係会社の事業整理等に伴い、将来負担することとなる損失の発生に備えるため、当該損失見込額を計上しています。
- (7) 株式給付引当金 : 役員株式給付規程に基づく取締役及び執行役員への当社株式の給付等に備えるため、当事業年度末において対象者に付与されるポイントに対応する当社株式の価額を見積り計上しています。
- (8) 傭船契約損失引当金 : 貸船料が借船料を下回る契約から生じる可能性のある将来の損失に充てるため、当事業年度末において入手可能な情報に基づき、発生可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができるものについて損失見込額を計上しています。
- (9) 債務保証損失引当金 : 関係会社への債務保証等に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を個別に勘案し、損失見込額を計上しています。

4. 海運業収益及び海運業費用の計上基準

航海完了基準。ただし、コンテナ船については複合輸送進行基準を採用しています。

5. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっています。なお、金利スワップ取引のうち特例処理の要件を満たすものについては、特例処理を採用しています。また、為替予約取引のうち振当処理の要件を満たすものについては、振当処理を採用しています。

6. 繰延資産の処理方法
社債発行費は、支出時に全額費用処理しています。
7. 船舶建造借入金の支払利息の計上方法
船舶建造借入金の建造期間に係る支払利息については、建造期間が長期にわたる船舶について取得価額に算入しています。
8. 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。
9. 消費税等の会計処理
税抜方式によっています。
10. 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しています。
(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用)
当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいています。

表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において、別掲していた「投資有価証券評価損」(前事業年度4,115百万円)は、重要性がなくなったため、当事業年度においては「その他特別損失」に含めていません。

前事業年度において、「その他特別損失」に含めていた「減損損失」(前事業年度71百万円)は、重要性が増したため、当事業年度より別掲しています。

(会計上の見積りの開示に関する会計基準)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準(企業会計基準第31号 2020年3月31日)」を当事業年度から適用し、当個別注記表に「会計上の見積りに関する注記」を記載しています。

会計上の見積りに関する注記

1. 船舶の減損損失

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

損益計算書 減損損失	841百万円	(うち、船舶に係るものは696百万円)
貸借対照表 船舶(純額)	61,860百万円	

(2) その他の情報

連結注記表の「会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

2. 備船契約損失引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

損益計算書	備船契約損失引当金繰入額	17,238百万円
貸借対照表	備船契約損失引当金	17,516百万円

(2) その他の情報

連結注記表の「会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

種類

船舶	42,412百万円
投資有価証券	5,817百万円
関係会社株式	19,500百万円
合計	67,730百万円

上記船舶42,412百万円のうち1,291百万円、投資有価証券5,817百万円及び関係会社株式19,500百万円については、関係会社等の船舶設備資金調達のための担保目的で差し入れたもので、当事業年度末現在当社の対応債務は存在しません。

担保に係る債務

債務区分

短期借入金	5,443百万円
長期借入金	26,610百万円
合計	32,054百万円

2. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 102,001百万円

3. 偶発債務

保証債務等

126,035百万円

(保証債務等には保証予約が含まれています。また、他社による再保証額142百万円を控除して記載しています。)

追加出資義務等

8,862百万円

上記保証債務等126,035百万円のうち、当社が船舶保有子会社から定期備船している船舶に係る設備資金の借入等に対するものは、79,152百万円です。

4. 土地再評価

当社は、「土地の再評価に関する法律」（平成10年法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額から再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

「土地の再評価に関する法律」第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年政令第119号）第2条第1号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格に合理的な調整を行って算定する方法によっています。ただし、一部土地については、第2条第2号に定める当該事業用土地の近隣の国土利用計画法施行令第7条第1項第1号イに規定する基準地について同令第9条第1項の規定により判定された標準価格に合理的な調整を行って算定する方法によっています。

再評価を行った年月日	2002年3月31日
再評価を行った土地の当事業年度末における時価	
と再評価後の帳簿価額との差額	△975百万円

5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	23,265百万円
長期金銭債権	15,111百万円
短期金銭債務	39,676百万円
長期金銭債務	2,482百万円

6. その他

当社は、自動車、車両系建設機械等の貨物の輸送に関するカルテルの可能性に関連して、海外の競争法当局による調査の対象になっています。また、一部の国において当社を含む複数の事業者に対し本件に関する集団訴訟が提起されています。

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	営業収益	65,479百万円
	営業費用	174,405百万円
営業取引以外の取引高		29,265百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	640,080株
------	----------

株式給付信託（BBT）に関する株式会社日本カストディ銀行が所有する自己の株式数につき、当事業年度末443,500株は自己株式数に含まれています。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	397百万円
賞与引当金	265百万円
特別修繕引当金	16百万円
投資有価証券等評価損	7,341百万円
退職給付引当金	157百万円
減損損失	1,206百万円
海運業未払金自己否認額	3,431百万円
税務上の繰延資産	998百万円
備船契約損失引当金	4,992百万円
債務保証損失引当金	415百万円
繰延ヘッジ損失	1,437百万円
税務上の繰越欠損金	63,949百万円
繰越外国税額控除	1,514百万円
その他	624百万円
繰延税金資産 小計	86,749百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△63,949百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△21,845百万円
評価性引当額 小計	△85,795百万円
繰延税金資産 合計	954百万円
繰延税金負債	
圧縮記帳積立金	△64百万円
留保金課税	△901百万円
繰延ヘッジ利益	△1,790百万円
その他有価証券評価差額金	△1,326百万円
その他	△941百万円
繰延税金負債 合計	△5,025百万円
差引：純額（繰延税金負債）	△4,070百万円

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

2. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取 引 金 額	科 目	期 末 高
子会社	ケイラインネクスト センチュリー合同会社	所有 直接 100%	資金の借入 役員の兼任	資金の 借入(注1)	158百万円	関係会社 長期借入金	50,294百万円
				資金の 返済	48百万円	-	-
				利息の 支払(注1)	159百万円	未払費用	41百万円
子会社	OCEAN 1919 SHIPPING NO.3 S.A.	所有 直接 100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の 貸付(注2)	9,355百万円	短期貸付金	9,355百万円
				利息の 受取(注2)	6百万円	その他流動資産	6百万円
子会社	OPAL STREAM SHIPPING S.A.	所有 直接 100%	資金の借入 役員の兼任	資金の 借入(注1)	5,742百万円	短期借入金	5,742百万円
				利息の 支払(注1)	1百万円	-	-
関連会社	OCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD. (注3)	-	備船契約等 役員の兼任	備船料の 受取等(注4)	43,004百万円	海運業未収金	834百万円
				-	-	その他流動資産	63百万円
				-	-	その他長期資産	112百万円
				配当金の受取	16,189百万円	-	-

(注1) 資金の借入については、市場金利を勘案して金利を決定しています。

(注2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して金利を決定しています。

(注3) OCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD.は、当社の持分法適用関連会社であるオーシャンネットワークエクスプレスホールディングス株式会社、その議決権の100%を直接所有している同社の子会社です。

(注4) 備船料の受取等については、市場価格及び調達価格を勘案して協議のうえ、価格を決定しています。

3. 役員及び個人株主等

該当事項はありません。

1 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	477円52銭
1株当たり当期純利益	90円40銭

1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりです。

貸借対照表上の純資産額	44,551百万円
普通株式に係る純資産額	44,551百万円
普通株式の期末発行済株式数	93,938千株
普通株式の期末自己株式数	640千株
損益計算書上の当期純利益	8,433百万円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る当期純利益	8,433百万円
普通株式の期中平均株式数	93,298千株

重要な後発事象に関する注記

当社は、2021年4月30日開催の取締役会において、従来から進めてきたポートフォリオ見直しの一環として、子会社であるCENTURY DISTRIBUTION SYSTEMS, INC.（以下、「CDS社」という。）の当社保有株式全てを、Sun Capital Partners, Inc.（以下、「SUN社」という。）が運営する投資ファンドに譲渡することを決定し、株式譲渡契約を締結しました。

また、当社はCDS社より配当金を受領することを予定しています。

1. 当社子会社の株式譲渡について

(1) 当該子会社の名称及び事業内容

子会社の名称	: CENTURY DISTRIBUTION SYSTEMS, INC. (当社持分100%連結子会社)
事業内容	: パイヤーズコンソリデーション事業、NVOCC事業、陸送事業、倉庫業及び顧客へのシステム提供を通じてのサプライチェーンマネジメント
会社との取引内容	: 当社の現地法人及び一部グループ会社が、当該子会社の欧州及びアジアにおける代理店業務を請け負っています。

(2) 譲渡先

譲渡先の名称	: CENTURY DISTRIBUTION INTERMEDIATE HOLDING, LLC (SUN社が運営する投資ファンド)
--------	--

(3) 譲渡株式数、譲渡価額、譲渡損益、譲渡後の持分比率及び譲渡日

譲渡株式数	: 22,550株
譲渡価額	: 譲渡先との守秘義務により開示を控えさせていただきます。
譲渡損益	: 関係会社株式売却益約45億円（※1）を2022年3月期における特別利益として計上する見込みです。

譲渡後の持分比率：-

譲渡日 : 2021年5月31日（予定）

（※1）本特別利益の金額は、当社の連結子会社（CDS社の子会社）が保有する固定資産売却時（※2）の譲渡対価である現金等を原資として、当社がCDS社より配当金を受

領した後に認識する金額となり、また、最終的な譲渡価額が当該子会社の決算書等を含む本件譲渡契約の条件に基づき決定されるため、変動する可能性があります。

(※2) 詳細につきましては、連結注記表「重要な後発事象に関する注記 2. 当社連結子会社による固定資産の譲渡について」に記載のとおりです。

2. 当社子会社からの剰余金の配当について

(1) 当該事象の概要

当社は、当社の子会社（CDS社の子会社）が保有する固定資産売却時（※）の譲渡対価である現金等を原資として、CDS社より約175億円の配当金を受領する予定です。

(※) 詳細につきましては、連結注記表「重要な後発事象に関する注記 2. 当社連結子会社による固定資産の譲渡について」に記載のとおりです。

(2) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象により、受取配当金約175億円を2022年3月期における営業外収益として計上する見込みです。

(3) 当該事象の発生年月日

配当金受領予定日：2021年5月31日